

環境影響評価準備書に対する意見に係る都市計画決定権者等の見解 (概要説明)

諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線

下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線

環境影響評価準備書に対する意見に係る都市計画決定権者等の見解

1. 住民意見募集の概要

- ・ 公告日 : 令和3年3月4日(木)
 - ・ 縦覧期間 : 令和3年3月4日(木)から令和3年4月5日(月)
令和3年4月26日(月)から令和3年5月26日(水)
 - ・ 縦覧場所 : 長野県庁建設部都市・まちづくり課、諏訪建設事務所整備課
岡谷市役所建設水道部都市計画課
諏訪市役所建設部都市計画課
茅野市役所都市建設部建設関連事業推進課
下諏訪町役場建設水道課
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所総務課
 - ・ 意見募集期間 : 令和3年3月4日(木)から令和3年4月20日(火)
令和3年4月26日(月)から令和3年6月9日(水)
 - ・ 意見提出先 : 長野県庁建設部都市・まちづくり課、諏訪建設事務所整備課
岡谷市役所建設水道部都市計画課
諏訪市役所建設部都市計画課
茅野市役所都市建設部建設関連事業推進課
下諏訪町役場建設水道課
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所総務課
 - ・ 意見書提出件数 : 201件
 - ・ 意見書の内訳 : 以下のとおり
- 環境の保全の見地からの意見 430意見**
その他事業計画に係る意見 235意見

項目	件数	項目	件数
1 環境要素全般	88	12 植物	11
2 大気質	11	13 生態系	9
3 騒音	23	14 景観	20
4 振動	12	15 人と自然との触れ合いの活動の場	9
5 低周波音	0	16 文化財	12
6 水質	10	17 廃棄物等	5
7 水象(河川)	6	18 温室効果ガス	4
8 水象(地下水)	115	19 環境影響評価手続き	17
9 地形及び地質	76	20 目的・必要性	100
10 日照障害	5	21 事業計画	113
11 動物	14	22 その他	5

※複数の項目を含む意見書については、それぞれで1件と数えた。

合計 665意見

環境影響評価準備書に対する意見に係る都市計画決定権者等の見解

環境の保全の見地からの意見概要 **番号** 1～311 **311件**

その他事業計画に係る意見概要 **番号**312～546 **235件**

(項目の内訳)

項目	件数	項目	件数
1 環境要素全般	88	24 水象（地下水）・生態系	1
2 大気質	2	25 水象（地下水）・景観	1
3 大気質・騒音	5	26 水象（地下水）・景観・人触れ・文化財	4
4 大気質・騒音・振動	2	27 水象（地下水）・文化財	1
5 大気質・騒音・振動・景観	1	28 地形及び地質	41
6 大気質・水象（地下水）	1	29 地形及び地質・景観	2
7 騒音	8	30 日照阻害	1
8 騒音・振動	1	31 動物	2
9 騒音・振動・水象（地下水）・景観	2	32 動物・植物・生態系	7
10 騒音・振動・地形及び地質・日照阻害・景観	2	33 植物・文化財	1
11 騒音・日照阻害	1	34 生態系	1
12 騒音・文化財	1	35 景観	5
13 振動	4	36 景観・人と自然との触れ合いの活動の場	2
14 水質	1	37 人と自然との触れ合いの活動の場	1
15 水質・水象（河川・地下水）	4	38 人と自然との触れ合いの活動の場・文化財	2
16 水質・水質（河川・地下水）・動物	1	39 文化財	3
17 水質・水質（河川・地下水）・動物・植物	1	40 廃棄物等	5
18 水質・動物	3	41 温室効果ガス	4
19 水象（地下水）	66	42 環境影響評価手続き	17
20 水象（地下水）・地形及び地質	30	43 目的・必要性	100
21 水象（地下水）・地形及び地質・植物	1	44 事業計画	113
22 水象（地下水）・日照阻害	1	45 その他	5
23 水象（地下水）・植物・景観	1		

(資料2-1) 意見概要合計 546件

【環境要素全般】

2. 意見の概要と都市計画決定権者等の見解

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
環境全般	1	環境影響のない工法を考えていただきたい。 工事中重大な環境悪化が発生した場合は、地域の方と改善策を共に考えて、最少の影響ですむようにしていただきたい。	<p>1～7について</p> <p>計画路線は位置及び基本構造の検討段階から、集落及び市街地、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、重要な地形及び地質、注目すべき生息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現在確認されている文化財の通過をできる限り回避するとともに、自然環境及び土地の改変量を極力抑える計画としています。</p> <p>また、各環境要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境(土地利用の変化)や自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握してまいります。</p> <p>さらに、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> <p>なお、詳細な設計、施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。</p> <p>【見解の趣旨】 ・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていることを回答 ・現時点で予測し得なかった影響が見られた場合は適切な措置を講じることを回答</p>
	2	工事に当たっては、住民の安全確保と生活環境及び自然環境の保護が最優先課題と考える。是非住人の安全確保と生活環境に悪影響の及ぶことのない工事を計画して戴きたく、切に念じる。	
	3	次の世代に昔ながらの里山を残していくことがとても大切なことだと感じている。今回のバイパスの予定地区はすべて、心のふるさとと言える大事な場所ばかりであるので、どうぞ、存分な配慮をお願いしたい。	
	4	バイパス近隣の景観、地下水、温泉等の自然環境、自然災害に対する対策などできる限り、影響を少なくし、地元住民にたいねいに分かりやすく説明を行いながら、進めていってほしい。	
	5	同じ費用と年月を掛けるのであれば、自然環境や資源に影響を及ぼすことなく、より短期間に完成できる効果的な防災対策が見つかるのではないかと。防災対策などの観点から、市内に広域道路が必要なのだとしても、最大限に自然環境や資源に影響を及ぼさない方法を検討していくことが、諏訪の今後の発展にも繋がるかと確信している。	
	6	この日本の最も古い文化財や習慣が、諏訪には残っているとされている。人々は豊かな自然に魅力を感じて長野県に住んでいたり、移住してきたりするのだと思う。諏訪の自然をこのまま、できる限り末永く残していくことで、この日本の文化や民度が末永く受け継がれて保たれていくのだと思う。大規模な今回のバイパス事業によってこれまで長年にわたり守られてきた貴重な大自然の恵みを失ってしまうことになりはしないか？慎重に今回の事業計画を進めていっていただくよう切に望む。	
	7	優れた環境保全を維持しつつ、諏訪広域の積極的な経済活動を行うためにも国道 20 号諏訪バイパスの早期開通が望まれる。	

【意見の趣旨】

・環境影響全般に関する意見

【大気質・騒音・振動】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
大気質・騒音・振動	96	<p>工事による地域の影響も数多く発生することも懸念される。工事による騒音、粉塵、振動などはどの程度発生するのか？地域住民にも工事により予測される影響と、それに対する対策など十分に説明をお願いしたい。</p>	<p>96 について</p> <p>工事の実施に伴う粉じん等、騒音、振動への影響については、準備書第 11 章 (P. 11-1-64 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>また、事業実施段階において、工事の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。</p>
	97	<p>私の住む山の手地区（諏訪市上諏訪）は閑静な住宅地の生活道路から、車の通行量の多い道路環境（騒音、振動、排気ガス）の悪い地区となるのが明らかである。利用の少ないと思われる市内の取り付け道路は廃止し、諏訪市内はトンネル通過にして頂くよう検討いただきたい。</p>	<p>97 について</p> <p>諏訪市内のアクセス道路については、諏訪地域の発展や沿線地域の利便性の向上といった役割があることから、都市計画の案の段階で検討されており、地域の実情を踏まえて必要な位置に計画しています。</p> <p>また、本事業による大気質、騒音、振動に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p>

【意見の趣旨】

(番号96)

- ・工事による騒音・粉塵・振動がどの程度になるかに関する意見
- ・地域への十分な説明を求める意見

(番号97)

- ・騒音、振動、排気ガスの変化の心配からアクセス道路を廃止してトンネル構造にする意見

【見解の趣旨】

(番号96)

- ・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていることを回答
- ・具体的な説明等を行っていくことを回答

(番号97)

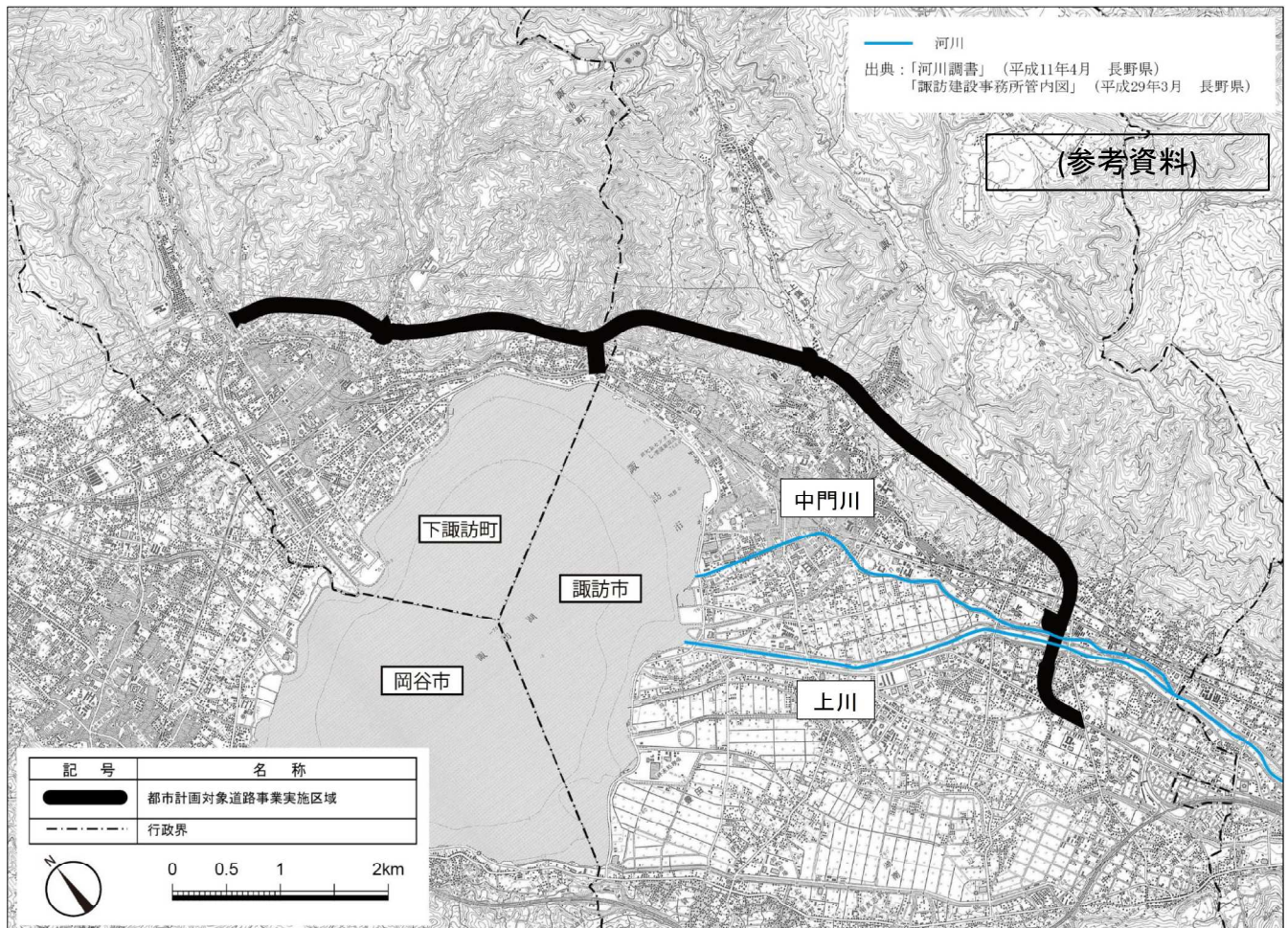
- ・アクセス道路の必要性を回答
- ・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていることを回答

【水質・水象(河川・地下水)】

水質・水象(河川・地下水)	120	<p>諏訪湖に流される大きな川のうち、上川をはじめとする大きな5本の川の流れがバイパス道路によって分断される。この5本の川に限らず、数え切れないほどの諏訪湖への水脈が分断されることになる。今までの水脈が分断されれば、水の流れも性質も変わってしまうことは明白である。水質汚濁が起こる可能性があるにも関わらず、本計画では水の汚れに関する事前調査は上川中流部の1箇所で行われていない。水の汚れの調査地点が1箇所。これは十分な調査資料と言えるのか？もし、諏訪湖の水質汚染が進んだ場合、水質悪化の原因(箇所)追求が困難になるのではないかと？</p>	<p>120について</p> <p>本事業による水質(水の汚れ)に係る環境影響評価については、準備書第11章(P.11-5-19及びそれ以降の頁)に示すとおり、水質(水の汚れ)の調査及び予測地点として、水底の掘削等を予定している水域とし、周辺の河川の位置関係を勘案し、橋脚の設置を予定している上川及び中門川を選定し、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、河川内における基礎工事等において中和処理による工事排水の適切な処理を行う等、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>【見解の趣旨】</p> <p>・準備書を基に、予測地点選定の考え方、調査、予測及び評価結果、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていることを回答</p>

【意見の趣旨】

・水質調査の不足を懸念する意見



【水象(地下水)】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
水象(地下水)	138	説明会では、地下水に対する配慮がまったくされていない。根本的に工事計画を見直し、納得できる案を示してもらいたい。	<p>138～158について</p> <p>本事業による水象(地下水)に係る環境影響評価については、準備書第11章(P.11-6-14及びそれ以降の頁)に示すとおり、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、温泉源泉について調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>この内、一部の湧水については、湧水量の変化が予測されることから、環境保全措置として、「観測修正法による最適な工法の採用(工事前、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を基に最適な施工方法を採用すること)」を採用しました。事業実施段階においては、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見及び指導を得ながら、ボーリング調査、各種物理探査や検層、その他各種調査により、実施区域及びその周辺の地下水と湧水との関係を明らかにして、環境影響評価法に基づく事後調査を実施していきます。事後調査の調査期間は、工事前、工事中及び完成後とします。</p> <p>なお、事後調査結果により、事前に予測し得ない環境への著しい影響が見られた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家等の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> <p>さらに、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> <p>また、詳細な設計、施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。</p> <p>【見解の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書を基に、水象(水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、温泉源泉)の調査、予測及び評価を行ったこと、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていることを回答 ・一部の湧水については環境保全措置として「観測修正法」の採用を回答 ・事後調査結果や現時点で予測し得なかった影響が見られた場合は適切な措置を講じることが回答
	139	説明会でも出ているように、温泉、地下水に影響するのは必至とのこと、そんなことが無いように工法を検討するのが常識である。	
	140	温泉と地下水への影響は必ずある。	
	141	水脈の問題、温泉の問題、とても不安を払しょくすることができない。	
	142	この地域は、水にめぐまれ、温泉にめぐまれ、酒がつけられている。他の地域でもトンネルをほって、水がとまったとか、農園がかれてしまったとか聞く。本当に大丈夫なのか? 地域のたからを守っていくべきではないか。	
	143	トンネルが東の山を縦断する形で予定されているため、それに沿ったように湧水地や温泉・多くの地下水源が点在することになり、トンネル工事が西側の町全体に影響を及ぼす懸念は拭い切れない。	
	144	1%でも地下水脈に影響が出ることがあるならば、工事の施工方法を再度検討しなおすことを切に希望する。	
	145	大規模なトンネルの掘削によって、下諏訪の類まれな水資源、すなわち歴史的な温泉や美味しい飲料水の水源が、修復不能なほど甚大な悪影響を受ける恐れがあり得る。	
	146	こんこんと潤う水の風景は、どの地でも見られるものではない。他県からあそびにくる人たちからもこの恵まれた水についてうらやましがられる。諏訪の素晴らしいところを自ら壊しかねない事業である。どうか慎重な検証をお願いしたい。	
	147	水質と湯質の汚染または枯渇が予測される。	
148	諏訪は水と温泉を誇りにしてきた地域である。水を少しでも汚す可能性があるのなら即、中止。 (他10意見)		

【意見の趣旨】

・水象(地下水)全般に対する影響に関する意見

【地形及び地質】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
地形及び地質	235	本バイパスの目的は、第一に「災害に強い代替路の確保」と伺っている。1995年におきた阪神淡路大震災での高速道路の悲惨な倒壊の様子が本バイパスでも起きない様しっかりと設計施工としていただきたい。目的を達成する為に、このスクモ層の軟弱な地盤と活断層を抱えた地域で、災害時であっても機能を維持できる道路としていただきたい。	235～270 について 一般国道 20 号諏訪バイパスについては、諏訪地域とその周辺地域における交通混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交通不能箇所を解消することを目的とした必要な道路と考えています。 本事業の整備効果としては、現道の交通がバイパスに転換することによる交通混雑の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨等が発生し現道が通行止になった場合の地域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待されており、平成 25 年度より実施した計画段階評価においても、バイパスの必要性について確認したところです。計画段階評価の中で平成 26 年に実施された意見聴取では、全体の約 8 割の方がバイパスの必要性を認識していました。 また、本事業は、現道の一般国道 20 号が冠水した際の代替路の機能を確保するだけではなく、土砂災害時等における緊急避難路や救急車両等のアクセス道路としての役割も期待しています。
	236	大地震確率が高い中、ハザードマップを見てもいたる所活断層がある中、寺を含め弱点が多過ぎる。	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及びそれ以降の頁) に示すとおり、位置及び基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域に配慮する計画とし、断層帯については、トンネル構造での通過をできる限り回避する計画としています。土砂災害特別警戒区域については、土工での通過をできる限り回避するとともに、土工で通過する場合は地形改変を極力少なくする計画としています。軟弱地盤地域については、嵩上式で通過する場合には橋梁構造を採用し、地盤沈下による影響をできる限り低減する計画としています。
	237	長野県内では、糸魚川—静岡構造線断層帯周辺で「30 年以内に震度 6 弱以上」の揺れに見舞われる確率が依然高い状態であると発表した。中でも、「県内 19 市役所の所在地が今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率」が最も高かったのは、諏訪市で 59.0%である。茅野市は 36.0%、岡谷市は 32.2%である。県内で最も高い確率予測が出ている地域に、河川の橋梁を伴うバイパス、とくにトンネルは不相当ではないか。高確率予測が出ている以上、地震発生被害が出たとき、「想定外であった」との言い訳は通用しない。地震発生時の混乱、その後の維持管理もおおごととなるのは目に見えている。	さらに、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域に十分に配慮して検討します。断層帯については、「道路橋示方書・同解説」、「道路土工構造物技術基準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に基づき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。具体的には、詳細な地質調査により、工事に支障となる可能性がある断層帯をできる限り事前に
	238	諏訪市四賀桑原区の地域は活断層構造地帯で、中央構造線及び糸魚川構造線の地震危険区域である。今後高い確率で震度 6 弱以上の地震が発生する。この地域に高架構造及びトンネル構造の道路を建設することは、現実的に大変危険であり常識的に問題がある。よって、今回のバイパスルート・構造は大変不的確と言わざるをえない。今回示されたバイパスルート・構造については是非再考されるようお願いしたい。	
	239	バイパスの必要性は考えるが、断層帯や災害を考えて、住民・地域の皆さんの声をもう一度聞いてからでも良いと思う。	
	240	トンネル周辺は下諏訪町の災害警戒地域に指定されている場所であり、急斜面の場所でもある。工事による水の流れの変化による災害が想定される。	

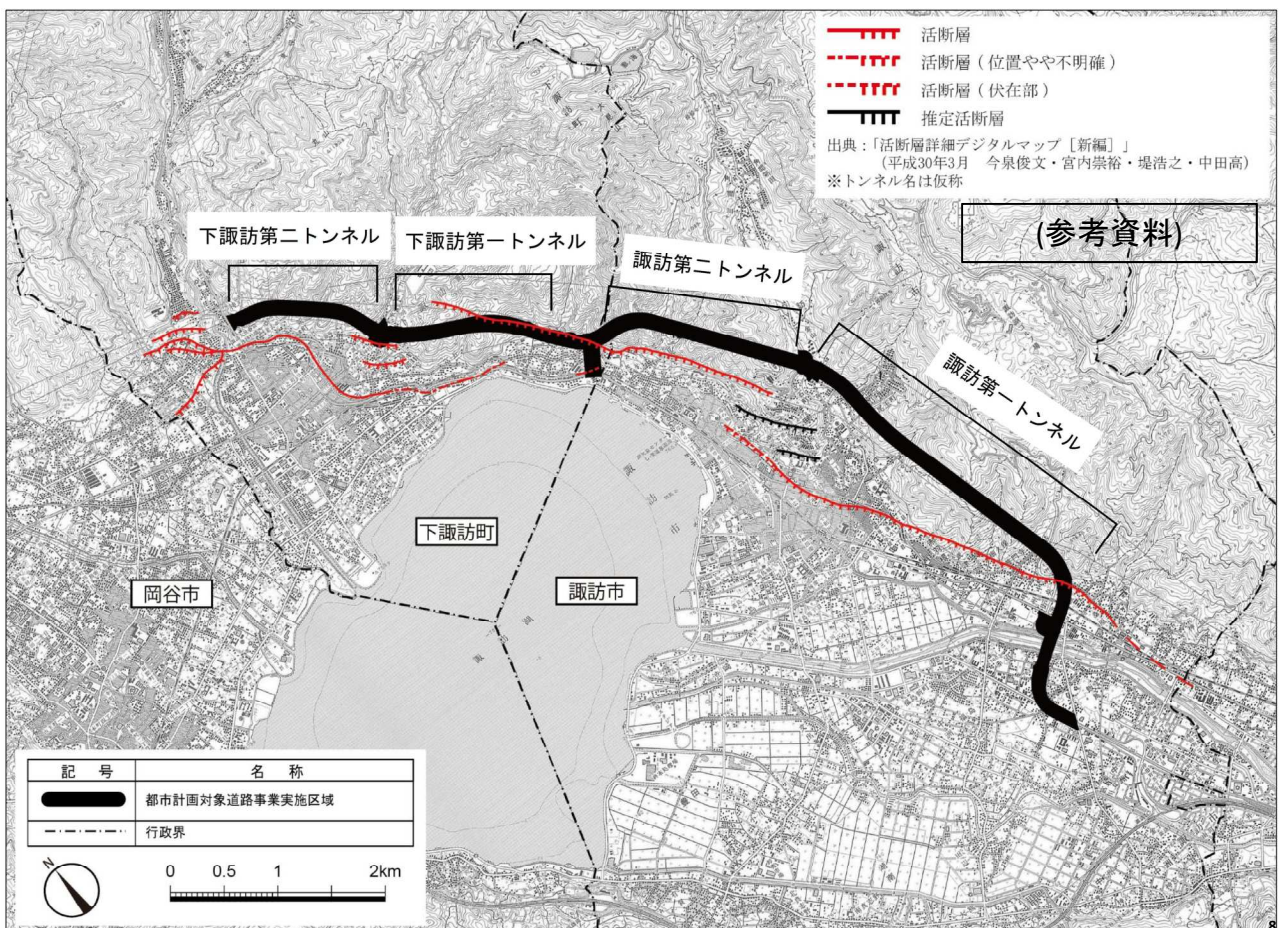
(次頁へ続く)

【地形及び地質】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
地形及び地質	241	ここ諏訪地方は南海トラフや糸魚川、静岡構造線断層帯に起因する災害警戒地域であるが、そんな地形にトンネル工事をすること自体が無謀だと思われるので、トンネル工事は最小にするよう再考を願いたい。	把握し、その位置情報を踏まえた施工計画を立案して工事を実施していきます。土砂災害特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。また、施工管理の一貫として、計測管理等を行いながら工事を実施します。軟弱地盤地域については、今後、詳細な地質調査を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に十分配慮する施工方法等を検討します。
	242	「絶対に安全」というトンネルはないのだろうが、今回のバイパスルートは糸魚川ー静岡構造線と交差するとのこと、大きな不安を覚えざるを得ない。	
	243	活断層の上にトンネルをつくって本当に安全なのか。ふつうに考えてこわい。	
	244	活断層が通るこの場所にトンネル工事を行うとは、今の技術を持っても安全に出来ると言えるのか？自然にはかなわないと思う。とても不安に感じている。	
	245	糸静線に添ったトンネル工区の安全性に疑問を抱く。 (他25意見)	
			【見解の趣旨】 ・道路の必要性について回答 ・準備書を基に、断層帯、土砂災害特別警戒区域、及び軟弱地盤地域に配慮した計画であることを回答

【意見の趣旨】

- ・断層帯を計画路線が通行することによる安全性の懸念に対する意見



【日照阻害】【動物】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
日照阻害	278	<p>バイパス工事及びその後の日照時間の減少について、影響を受ける農地、住宅への保障をしてほしい。また、施工前後の状況を記録比較して影響の度合いを明確にしてほしい。</p> <p>【意見の趣旨】 ・道路計画により、農地、住宅への補償を求める意見</p> <p>【見解の趣旨】 ・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていること、日照補償について回答</p>	<p>278 について</p> <p>本事業による日照阻害に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-8-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、住居等の保全対象が存在する地域又は立地することが予定される地域を対象に、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>また、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」に該当する日陰の範囲が生じる場合は、事業実施段階において必要に応じて同規定に基づき適切に対処します。</p> <p>なお、環境影響評価法で定める環境影響評価を行う項目は、環境基本法第 14 条各号に掲げる事項の確保を旨として定められており、農地への日照の影響は、これに該当するものではないと考えられることから、調査・予測及び評価の対象とはしていませんが、事業実施段階において、対象道路に起因して農作物への著しい影響が発生した場合には、調査を実施し、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針 (案)」(平成 16 年 6 月 23 日中央用対第 6 号) に基づき適切に対処します。</p>
動物	279	<p>影響を受けると予測されているのがアオバズクで、様々な配慮や対策によって繁殖活動への影響・生息環境が保全されると予測されているが、トンネル工事において発破によりかなりの爆音と振動が予想されることが分かり、それに対する環境保全措置が本当に効果的なのか、生息環境は守られるのか、大変懸念される。</p>	<p>279 について</p> <p>トンネルにおける発破工事の実施については、事業実施段階において、地質調査や詳細設計を実施し施工方法を検討するため、現段階では決定していません。</p> <p>トンネル工事において発破を実施する場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置、アオバズクの繁殖期間へ配慮した工事工程とする等の環境保全措置を検討し、発破に伴う影響の回避又は低減に努めます。</p>

【意見の趣旨】
・アオバズクへの生息環境について、工事による影響を懸念する意見

【見解の趣旨】
・発破工事による環境保全措置について回答

【植物・文化財】【生態系】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
植物・文化財	288	<p>工事のルートが諏訪大社のすぐ近くだということにも驚きを隠せない。諏訪大社と言えば、社殿は国の重要文化財に、鎮守の森とも言われる社叢は県の天然記念物に指定されている。この近くを工事車両が頻繁に行き来することに、決して賛成できない。</p> <p>【意見の趣旨】 ・諏訪大社の近傍を工事用車両が通過することを懸念する意見</p> <p>【見解の趣旨】 ・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていること、工事用車両について地域へ配慮していくことを回答</p>	<p>288 について</p> <p>工事の実施による植物、文化財に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-10-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>工事用車両の運行にあたっては、通勤・通学の時間帯を避けて通行することや工事用車両の出入り量を制限する等、地域の方々の生活環境や観光産業にできる限り影響のないよう配慮する計画とし、工事着手前に地域の方々へ説明等を行ってまいります。</p>
生態系	289	<p>山を切り拓くことは、山に生息する植物、動物を含むあらゆる生物多様性の棲息地喪失を招き、生態系システムを破壊する。個別の種への評価だけではなく、それらが全体として織りなす生態系システムとしての評価が必要である。</p>	<p>289 について</p> <p>本事業による生態系に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-11-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。</p> <p>なお、生態系の調査、予測及び評価は、個別の種への評価だけではなく、地域を特徴づける生態系の注目種・群集を選定し、それらの生息・生育基盤を含めて行いました。</p>

【意見の趣旨】
・生態系への影響を懸念する意見

【見解の趣旨】
・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていることを回答

【景観】

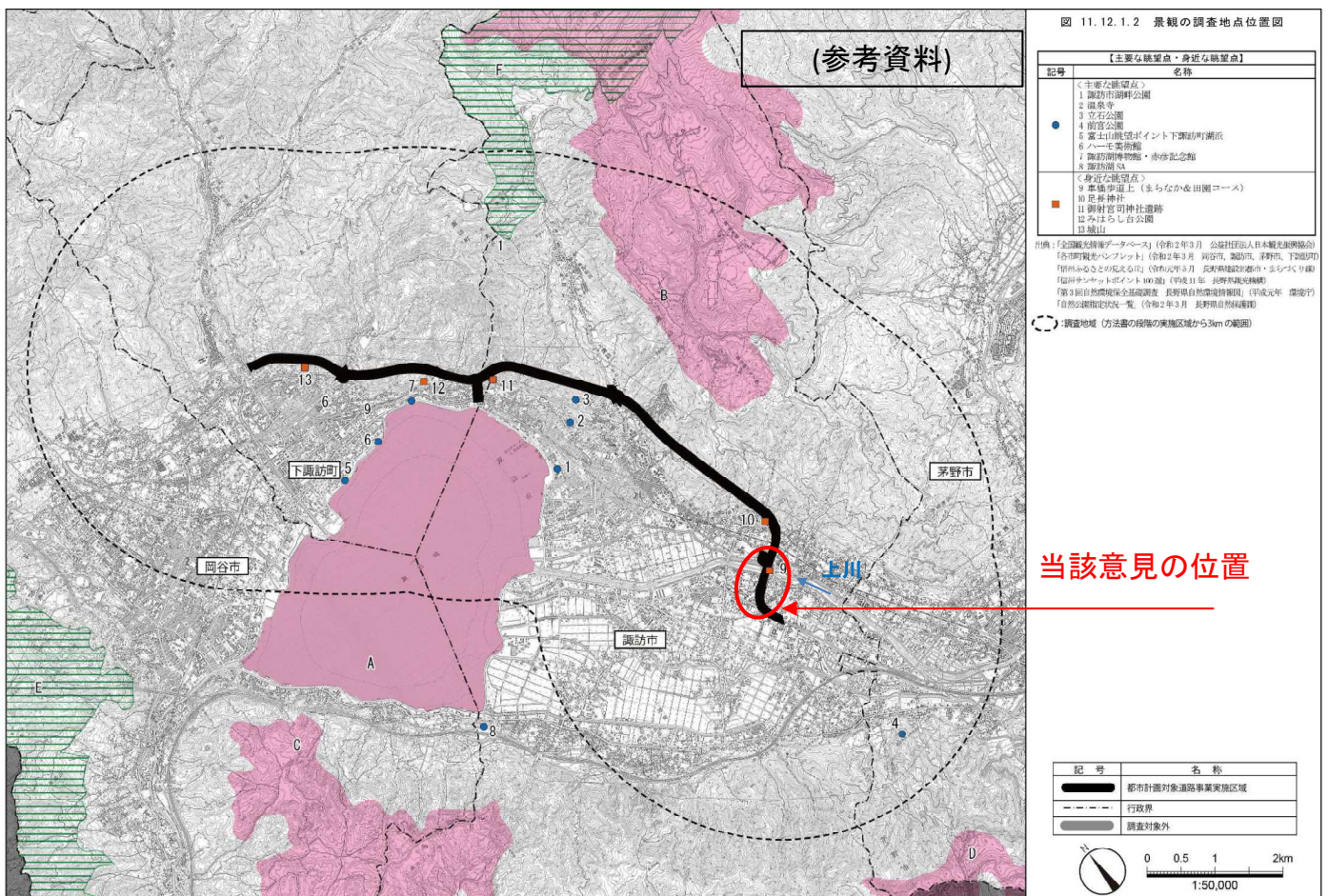
	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
景観	293	県道諏訪湖四賀線から上川までの、諏訪市四賀赤沼区内を通過する高架道路の景観を構造、デザイン、色彩等の面から考慮して欲しい。	293 について 高架構造区間については、準備書第 11 章 (P. 11-12-49 及びそれ以降の頁) に示すとおり、環境保全措置として「構造物 (橋梁等) 及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を採用します。詳細については、事業者が事業実施段階で、地域との調和を図る観点から検討します。

【意見の趣旨】

・高架道路の景観について構造、デザイン、色彩等を考慮してほしい意見

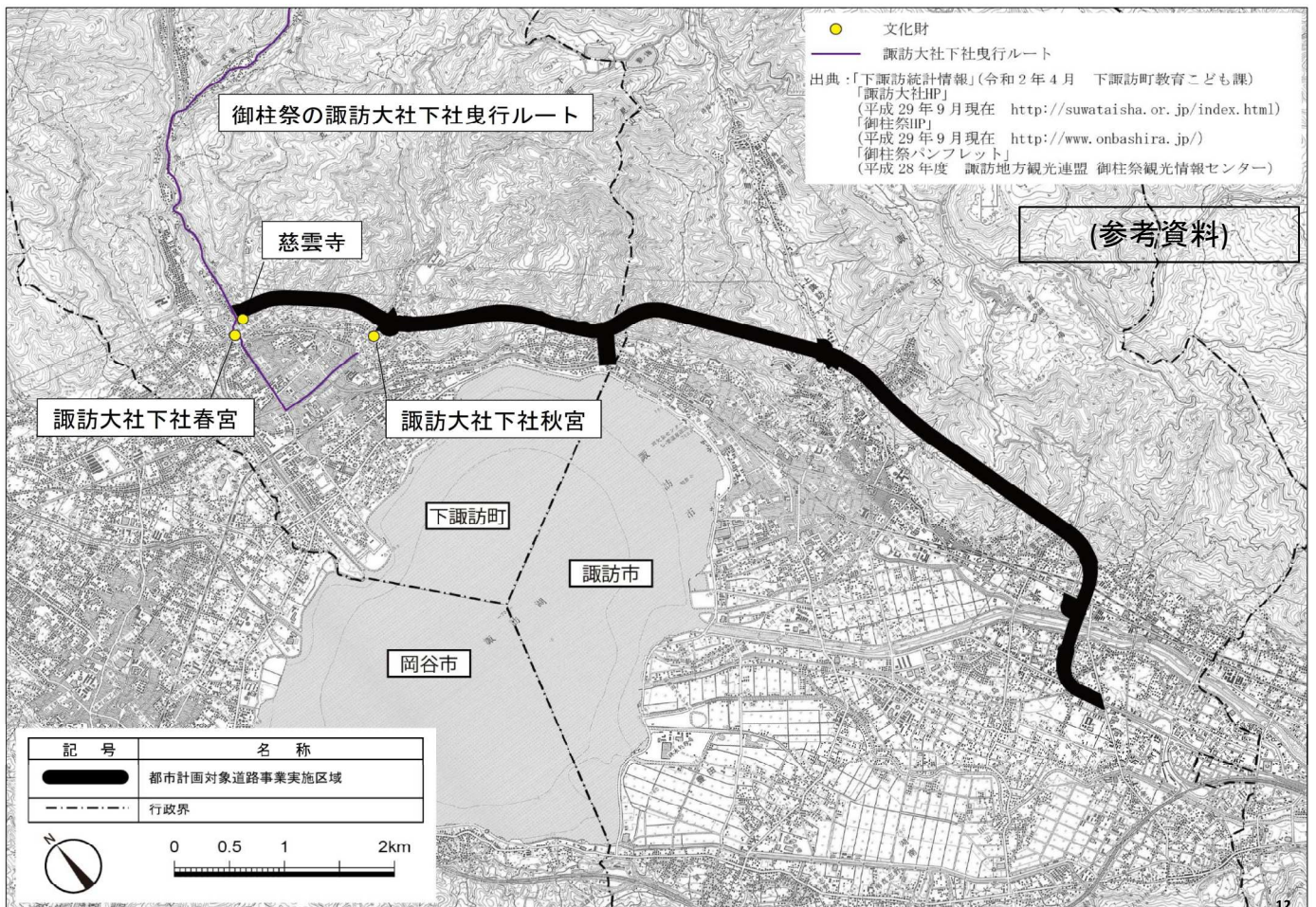
【見解の趣旨】

・準備書を基に、環境保全措置を行うことを回答



【人と自然との触れ合いの活動の場】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
人と自然との触れ合いの活動の場	297	<p>部落（下諏訪町東高木）と里山との往來について、例えば何箇所かの御柱山出し路の確保なども4車線より2車線の方が対応しやすい。</p>	<p>297について</p>
		<p>【意見の趣旨】 ・御柱祭の山出し・里曳きのルートに対する意見</p> <p>【見解の趣旨】 ・準備書を基に、山出し・里曳きのルートは確保されること、4車線の必要性を回答</p>	<p>御柱祭の諏訪大社下社曳行ルートについては、準備書第11章（P.11-13-46）に示すとおり、既存の国道等のルート上を中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はないため、曳行の利用に支障は生じません。また、小宮御柱祭の山出し・里曳きのルートについては、準備書第11章（P.11-13-41）に示すとおり、計画路線により改変される可能性があります。改変される既存道路に対しては近傍に付け替え道路を整備します。</p> <p>さらに、準備書第11章（P.11-13-66）に示すとおり、供用後における御柱祭及び小宮御柱祭の開催期間中は、山出し・里曳きルートとの交差箇所の通行規制等について、必要に応じて関係機関と協議・調整を行ってまいります</p> <p>また、車線数については、本事業の将来交通量が最大で約3万台/日となることから、4車線の道路が必要であると考えています。</p>



【廃棄物等】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
廃棄物等	303	廃棄物とくに建設発生土の処理問題について、前もって、どこにどれだけいつ処分するのか、明らかにして欲しい。	303～306について
	304	トンネルから大量に出る残土の運搬先が決まっていない。出てから考えるとの回答でしたが掘削後では遅すぎる。土質・石質・量を調査し把握する必要があると思う。後になって置き場が見つからず仮置き場、適当でない使い道、ということが無いようにお願いしたい。	<p>事業の実施に伴い発生する建設発生土については、準備書第3章(P.3-29)に示すとおり、できる限り盛土材等として本事業内での利用に努めるとともに、本事業で発生する建設発生土に関する情報提供あるいは建設発生土を必要とする他の公共事業等の情報収集に努めます。建設発生土の事業外搬出に関して、搬出先で不適正な処分が行われないよう、事業者において、利用・処分の流れを把握・管理し、適正な利用・処分を確認します。</p> <p>さらに、準備書第11章(P.11-15-4及びそれ以降の頁)に示すとおり、環境保全措置として「工事間流用の促進」を採用し、建設発生土は、「建設発生土情報交換システム」による工事間利用を他の道路事業への再利用も含めて検討するとともに、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、適切に再利用を図ることによって発生量を回避・低減します。</p> <p>また、トンネル工事に伴い発生する建設発生土等を仮置きすることも想定されますが、その場所については、準備書第3章(P.3-29)に示すとおり、関係法令を遵守して適切に対応するとともに、仮置きした土砂が地震や気象等の自然災害により周辺に影響を与えることがないように適切に対応することとし、工事着手前に関係機関や周辺住民への情報提供を行います。</p> <p>建設発生土の具体的な利用・処分方法については、事業実施段階において他の公共事業等の状況を踏まえ検討することとし、結果については工事着手時に周辺住民への情報提供を行います。</p>
	305	水月公園のスポーツ公園化の為にトンネル残土を持ち込むと言う又聞きの話だが、山の上への残土処分、あの場所は全体的には急傾斜の沢地である。元的地盤と盛り土をどう安定させるのか？膨大な廃土、トンネル設計時点で同時にどう処分ができるか考えられなければならない。膨大に排出するトンネル残土の軽はずみな処分はしないでいただきたい。後つけ思い付きで、沢を埋める、山の上に捨てる等もってのほか、十分な安全性を考えたうえで、証明付きで施工していただきたい。	
		<p>【意見の趣旨】</p> <p>・建設発生土について、適切に処理・処分を求める意見</p>	
廃棄物等	306	当該諏訪バイパスに関しては糸魚川-静岡構造線の直上に位置している。この計画に対し、「大雨が降った時に地震が発生した場合どうなるのか？」を不安に感じている。山を削り、木の根を切り、土を選び出し、別の場所へ盛り、削られた場所、盛られた場所に大雨が降った場合かつ、地震が発生した場合のリスクを慎重に科学的に調査をしていただきたい。土砂の流出は完全に工区内あるいは残土処理区域内に抑えられる根拠を具体的に工法および各種数値を明示しご説明をいただきたい。	<p>【見解の趣旨】</p> <p>・準備書を基に、適切に処理・処分すること、周辺住民へ情報提供を行っていくことを回答</p>

【温室効果ガス】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
温室効果ガス	308	地球温暖化による悪影響を避けられることはできないと認識する必要があるが、本事業の環境影響評価ではこの視点があると言えるか。	<p>308～311 について</p> <p>本事業では、準備書第3章 (P. 3-31) に示すとおり、工事中の温室効果ガス排出量の低減を図るため、効率的な施工計画の策定に努めるとともに、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく特定調達品目等の使用に努めます。</p> <p>また、事業実施にあたっては、省エネ設備の導入等により、供用後における温室効果ガス排出量の低減に努めます。</p>
	309	県が定めた「長野県気候危機突破方針」との整合性が取れるのか、疑問なため、バイパスの着工から完成までに要するエネルギー総消費量、および二酸化炭素総排出量を明らかにしてほしい。	
	310	長野県は、気候非常事態宣言 2050 年排出ガス 0 ゼロを表明した自治体でもある。この計画による様々な影響はこの市町村・県だけのものではないことを自覚する必要がある。	
	311	掘削土を運び出す大型ダンプの連なるおびただしい光景は「気候変動・脱炭素社会づくり」の観点から、矛盾を感じる。	

【意見の趣旨】

- ・温室効果ガスの影響に関する意見

【見解の趣旨】

- ・準備書を基に、温室効果ガス排出量の低減に努めることを回答

【環境影響評価手続き】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
環境影響評価手続き	312	環境アセスメント（以後アセス）としては、結局、ルートの詳細と構造は2021年3月のアセス準備書の縦覧と説明会までは、住民には示されていない。方法書から3年の遅れである。これは、環境アセス条例の趣旨に反する違法行為ではないか。3年も遅れた詳細ルートと構造の説明が、アセス方法書の趣旨に照らして、手続きが条例違反かどうかを住民に説明してほしい。	312～313について 本環境影響評価は、環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例、その他関連法令等に基づき適切に実施しています。 計画路線の必要性を議論するために必要となる現地調査の手法等について、地域の方々からのご意見を幅広く聴くため、平成29年4月に方法書を公告・縦覧し、縦覧期間中に方法書説明会を4回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取しました。
	313	不十分な情報での手続は、アセスの手続きとして瑕疵があると思われる。詳細ルートと約80%がトンネルだとする詳細な構造を示したうえで、住民意見を反映したアセス調査をやり直す必要がある。	現地調査は、方法書に寄せられた住民意見、並びに知事意見を踏まえており、計画路線の特性や周辺地域の状況を適切に把握できるものと考えています。 また、調査、予測及び評価は、「技術手法」、「長野県環境影響評価技術指針」、最新の科学的知見等に基づき、環境基準等の諸指標を評価の指標として用いて、適切に実施し、その結果を準備書第11章に記載しています。

【意見の趣旨】

・環境影響評価の手続きに関する意見

【見解の趣旨】

・法令に従い適切に手続きを実施していることを回答
・準備書を基に、調査、予測及び評価は指針等に基づき実施していることを回答

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
環境影響評価手続き	325	この意見書を、図を含めて、審議委員に、そのまま届けていただきたい。要約されることを希望しない。	325について いただいた意見書も含めて長野県環境影響評価技術委員会事務局へお伝えします。

【意見の趣旨】

・意見書を要約せず届けてほしいとの意見

【見解の趣旨】

・要約せず届けることを回答
(別添 資料2-2)

【目的・必要性】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
目的・必要性	329	将来人口の大幅減少等により交通量減少が見込まれ、財政の逼迫問題もあるため、諏訪バイパス建設計画を中止していただきたい。	<p>329～384 について</p> <p>一般国道 20 号諏訪バイパスについては、諏訪地域とその周辺地域における交通混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交通不能箇所を解消することを目的とした必要な道路と考えています。</p> <p>本事業の整備効果としては、現道の交通がバイパスに転換することによる交通混雑の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨等が発生し現道が通行止になった場合の地域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待されており、平成 25 年度より実施した計画段階評価においても、バイパスの必要性について確認したところです。</p> <p>平成 26 年 2 月 6 日～3 月 7 日の計画段階評価時アンケートでは、諏訪地域にこれまで住まわれてきた方々が現状を踏まえ、諏訪地域の将来を見据えた中で全体の約 8 割の方がバイパスの必要性を実感しているものと認識しており、関係市町からもバイパス整備に関する要望も頂いています。一方で、事業に対し心配される意見があることも承知しており、より多くの方に本事業に対するご理解とご協力が得られるよう努めていきます。</p> <p>【意見の趣旨】 ・事業の中止や見直しを求める意見</p> <p>【見解の趣旨】 ・計画の目的や必要性、また心配される意見については今後理解や協力が得られるよう努めていくことを回答</p>
	330	諏訪バイパスがどれほど利用するか考えると、車の台数はとても評価出来るとは思えない。岡谷長地より諏訪市までのバイパスは現状の交通状況を見ると必要がないと思う。	
	331	便利さよりも安全に生活できる事が優先する。現在のバイパス計画が後世の負の遺産とならないのか、再度の検証をしていただきたい。	
	332	新しい道路を作りましょう、という考えは到底受け入れられない。今こそ、社会の転換期、大きな舵取りが迫られている。立ち止まって、もう一度見直す時期だと思う。	
	333	計画が本当に必要か否かを、市民みんなで、とりわけこれからの若い人を中心に判断することが、まずは一番大切なことと感じる。諏訪バイパスは具体的な計画を拙速に進めることなく、再考すべき。特に次世代を担う多くの若い人々の声を聞くべき。	
	334	バイパス建設に投資される巨額の費用をもって、既存インフラの改良、住民への防災教育やコミュニティ機能の強化、自治体の防災計画にあたることで被害を最小限にとどめる工夫を検討するべきではないか。バイパス建設計画及びバイパスありきの都市計画等を見直し、50 年 100 年先の将来を見通した持続可能な地域住民の暮らしのための計画として、新たに検討し直すべきである。	
	335	たかだか 10km のバイパス道路を多額の予算を投資し事業を実行する事が、ここで暮らす私たちにとって有益かと考えると、計画を見直して欲しいと思う。	
	336	車も以前より減少する世の中でこのバイパス建設の目的である慢性的な渋滞はバイパスが完成する時期には本当に必要なのか？現在と開発が始まったところを見比べて頂き、本当に必要か再検討を求める。	
337	この市町村の歴史的文化に対し、尊重がみられる計画と感じられないため、この計画をもう一度根本から見直して頂くようお願いしたい。		
		(他47意見)	

【事業計画】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
事業計画	429	諏訪市の東山は災害の多い所である。ただでさえ傾斜がきつく、大雨の災害が心配されるところに、トンネルを掘ることは危険ではないか?	429～436 について バイパス案（山側ルート）は、政策目標である交通の円滑化、災害（浸水被害、土砂災害等）に強い代替路の確保を図り、生活環境などに配慮し、安心・快適な暮らしづくりに寄与する道路であるとともに、家屋への影響、経済性の面でも優れており、意見聴取で得られた地域のニーズにも応えられるものとして、平成 25 年度より実施した計画段階評価を経て決定したものです。
	430	計画道路が通り、川幅を大きくした河川を作ることで、石や土砂がたまり、ダムのような役割をし、鉄砲水のようなものが流れてくる可能性があるように感じる。	計画路線は、準備書第 3 章（P. 3-28 及びそれ以降の頁）に示すとおり、位置及び基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災害特別警戒区域に配慮する計画とし、断層帯については、トンネル構造での通過をできる限り回避する計画としています。土砂災害特別警戒区域については、土工での通過をできる限り回避するとともに、土工で通過する場合は地形改変を極力少なくする計画としています。
	431	高架道路の耐震性の問題である。阪神淡路大震災での高速道路の倒壊のような倒壊の心配である。たとえば震度 7 の地震では 100%倒壊しないという様な具体的な保障がほしいものであるし、そのような情報があるのであれば公開いただきたい。また高架橋脚予定場所のボーリング調査の再調査をお願いしたい。	また、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯、土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検討します。断層帯については、「道路橋示方書・同解説」、「道路土工構造物技術基準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に基づき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。土砂災害特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。また、施工管理の一貫として、計測管理等を行いながら工事を実施します。
	432	豪雨災害・地くずれは大丈夫か。	降雨時の災害への対応については、事業実施段階において改めて実施する詳細な地質調査結果も含めて、道路詳細設計に反映していきます。また、大雨等の影響を受ける工事の施工にあたっては、事業者が関係機関と協議し、適切な施工時期に実施する等、工事による災害は起こさないよう検討するとともに、供用後の維持管理を適切に実施していきます。また、施工計画について工事着手前に地域の方々へ説明等を行ってまいります。
	433	毎年自然災害が多発している時代に山を削るなど、ましてや墓地に手を掛ける工事とはいかがなものか。今後どの様な災害が私達下諏訪住人に起こるかと思うと不安になる。	なお、詳細な道路構造については、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。
	434	バイパスで大規模工事したほうが災害が増える。	
	435	リスクのあるトンネルはやめていただきたい。環境だけでなく、地震災害時は、トンネル内設備の破損・落下が生じ、復帰が容易ではない。	
	436	このルートが安全であるという根拠と対策を事業化前に詳細に公表していただきたい。 【意見の趣旨】 ・計画に対して、災害の心配や構造の変更に関する意見 【見解の趣旨】 ・準備書を基に、環境影響についてできる限り回避又は低減が図られていること、降雨時の災害への対応を回答	

【その他】

	番号	意見の概要	都市計画決定権者等の見解
その他	544	<p>国の全体像としては一極集中から地方分散へ、地域ではリモートワークや地産地消により、人口減少でも、エネルギー効率の良い、ゼロカーボンを達成できる労働形態、労働環境、地域循環型経済を目指すべきだと思うがどのように考えているか。</p>	<p>544 について</p> <p>地域の活力を維持するとともに、商業等の生活機能を確保し、安全・快適に暮らせるようコンパクトシティを推進していくためにも、諏訪地域の拠点間を連結し、中央自動車道と交通を連携・分担する諏訪バイパスについては、都市の骨格を形成する道路であり、必要な交通ネットワークとして考えております。</p>

【意見の趣旨】

・地方分散に関する意見

【見解の趣旨】

・計画の目的や必要性について回答